

第 24 回教育委員会

平成 28 年 12 月 27 日
午 後 2 時
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第178号

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する
規則の一部を改正する規則案

議案第 178 号

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則 の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則（平成 4 年大阪市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中（イ）を次のように改める。

（イ） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 2 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「子の 1 歳到達日」を「子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とする。

第 2 条の 2 第 2 号中「2 か月」を「2 箇月」に改め、同条第 3 号中「子が 1 歳 6 か月に達する日」を「子の 1 歳 6 箇月到達日」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項及び条例第 22 条の規定に基づき定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項及び条例第 22 条の規定に基づき定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2」を「第2条の3」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業を始め、又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと

第11条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「第14条」を「第13条」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することと

なったこと

第 19 条第 1 項中「勤務時間」を「勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第 2 項中「特別休暇を承認されている職員（教育長がこれに準ずると認める職員を含む。）」を「特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間規則第 16 条の 2 第 1 項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）及び教育長がこれに準ずると認める職員」に、「当該特別休暇の」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第 21 条中「第 14 条」を「第 13 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則（抄）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める育児休業をすることができない職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省 略

(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 省 略

(イ) その養育する子（**育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。**

以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤

までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き明らかでない非常勤職員

き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 省 略

イ 次条第3号 に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する

第2条の3第3号

子の1歳到達日

（当該子について

が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳

到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 省 略

（育児休業法第2条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（非常勤職員の育児休業の期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項及び条例第22条の規定に基づき定める日
3

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 省 略

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休

箇

業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得

日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育局委員会規則第5号。以下「勤務時間規則」という。）別表第4第3号又は同表第18号に定める特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達

の1歳6箇月到達

する日

日

アーイ 省 略

（既にした育児休業から除かれる最初の育児休業の期間）

第2条の3 省 略

4

（再度の育児休業ができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書及び条例第22条の規定に基づき定める再度の育児休業ができる特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したこと

又は

により当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該

失った後、当該産前の休業又は出産に

当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業

係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと

若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又

は養子縁組等により職員と別居することとなったこと

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(2)－(5) 省 略

(3) (6)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること

(7) 3

(7) 省 略

(8)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児

短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書及び条例第22条の規定に基づき定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産

又は

したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1

失った後、当該産前の

号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消

休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当するこ

された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する

ととなったこと

承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなっ

たこと

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと

(2)－(3) 省 略

(3) (4)

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したこと

(5) **第13条**

により取り消されたこと

(5)－(6) 省 略

(6) (7)

(部分休業の承認)

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下

同じ。)の承認は、勤務時間規則第7条に規定する所定の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

2 勤務時間規則別表第4第4号の規定による特別休暇を承認されている職員

(以下「育児時間」と

(教育長がこれに準ずると認める職員を含む。)

いう。)又は勤務時間規則第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)及び教育長がこれに準ずると認

に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特

める職員

育

別休暇の

時間を減じた時間を超え

児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない

ない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤

職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を

超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児

又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61

条第32項において読み替えて準用する同条第29項の介護をするための時間

(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合

にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間

又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間

を超えない範囲内)で行うものとする。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

第13条

教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

大阪府において、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児支援・介護支援に係る条例改正が行われることから、大阪府に準じて勤務条件制度を定めている市費負担教員等についても同様の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 非常勤職員が育児休業を取得するために必要な在職見込み期間を緩和し、子が1歳6箇月に達する日までに任期が満了することが明らかでなければ、取得可能とする。(第2条第2号)
- (2) 育児休業及び育児短時間勤務の対象となる子の範囲に、実親等の同意が得られず養育里親に委託されている子を加える。(第2条の2)
- (3) 再度の育児休業、及び育児短時間勤務終了後1年を経過せずに再度の育児短時間勤務を取得できる特別の事情に、育児休業等に係る子に関し特別養子縁組が成立しなかった場合を追加する。(第3条及び第11条)
- (4) 部分休業の承認に際し、介護時間を同日に取得する場合には当該時間を減じる規定を追加する。(第19条)
- (5) その他必要な規定整備を行う。

3 施行期日

平成29年1月1日